

年 月 日

綾 部 市 長 様

組 織 名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____ (印)
代表者電話番号 _____

綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付申請書

綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 自治会名
_____ 自治会
- 2 結成年月日
_____ 年 月 日
- 3 補助対象経費
_____ 円
- 4 補助金交付申請額
_____ 円
- 5 添付資料
 - (1) 自主防災組織の規約
 - (2) 組織構成を記載した書類
 - (3) 活動計画書
 - (4) 補助対象経費計算書

活動計画書（令和 年度）

	行 事 名	内 容	備 考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

補助対象経費計算書

年 月 日

組織名 _____

補助対象経費名称	単価	数量	対象経費額
合 計			

〇〇〇自主防災会規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、綾部市〇〇〇町〇〇〇△△番地の〇〇〇公民館内におく。

（目的）

第3条 本会は、他の自主防災組織及び自治会、〇〇〇地区自治会連合会自主防災本部等と連携することにより、風水害、地震等（以下「風水害等」という。）の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）災害に関する知識の普及に関すること。
- （2）風水害等の災害に対する予防に関すること。
- （3）風水害等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- （4）防災訓練の実施に関すること。
- （5）防災資機材の備蓄に関すること。
- （6）綾部市、市内各地区自治会連合会自主防災本部及び綾部市自主防災組織等ネットワーク会議等との連携、協力に関すること。
- （7）その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第5条 本会は、〇〇〇自治会の自治会員を持って構成する。

（役員）

第6条 本会には、次の役員をおく。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）幹 事 若干名
- （4）監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員は〇〇〇の自治会長以下組長等が兼ねることができる。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、風水害等の発生時における応急活動などの指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営に当たる。

4 監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第8条 本会に、総会及び幹事会をおく。

（総会）

第9条 総会は、〇〇〇自治会の総会時に併せて開催する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項について審議する。

- （1）規約の改正に関すること。
- （2）防災計画の作成及び改正に関すること。

- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第 10 条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成し、組長会をもってこれにあてることができる。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第 11 条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 風水害等の発生時における防災組織の構成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 風水害等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項

(会費)

第 12 条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第 13 条 本会の運営に要する経費は、〇〇〇自治会の会計と同一とし、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

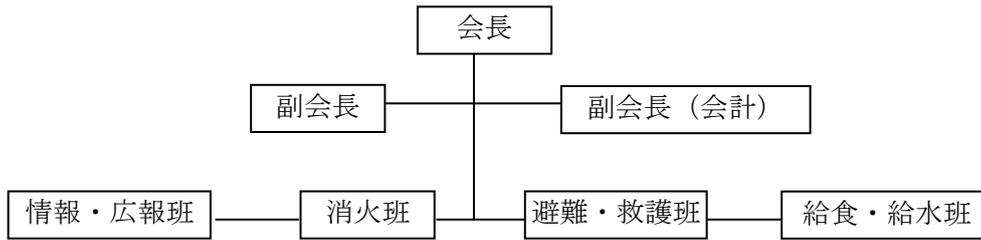
第 15 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、〇〇〇自治会の会計監査を持ってこれを行ったものとみなす。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

〇〇〇自主防災会の組織図及び活動内容



班の活動内容	平常時の活動内容	災害時の活動内容
情報・広報班	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災に関する情報の収集及び広報 ■ 防災計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害や避難の情報、被害情報の収集
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ■ 初期消火訓練の実施 ■ 防火、消火技術の向上 ■ 防災計画作成に対する協力 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 初期消火活動
避難・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区内の危険箇所、避難所等の点検 ■ 防災マップの作成 ■ 要援護者等の自治会別リストの作成 ■ 防災計画作成に対する協力 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難所までの誘導 ■ 要援護者等の救出、医療機関への搬送
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ■ 炊き出しや食料・飲料水の確保と配給 ■ 配給方法等の研修及び知識の習得 ■ 防災計画作成に対する協力 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 飲料水の確保と炊き出し ■ 毛布・衣料品・食料品等救援物資の受入及び配給

自主防災本部構成員

役職	氏名	備考
会長		
副会長		
副会長・会計		
情報・広報班	班長	
	副班長	
消火班	班長	
	副班長	
避難・救護班	班長	
	副班長	
給食・給水班	班長	
	副班長	